障害学会第12回大会（2015年11月7日）

シンポジウム「（発達）障害学生支援と合理的配慮提供の実際－－障害学会が貢献できること①」

事前資料（ＷＥＢ公開用：当日報告内容の一部抜粋）

障害学の視点から見た「障がい学生支援」～歴史・現状・課題

杉野昭博・首都大学東京

１．障害者の障壁としての大学と差別解消法

全障連やDPI日本会議の事務局長を歴任するなど、長年、関西の障害者運動のリーダーの一人だった楠敏雄さんは、2歳で失明し北海道の盲学校で教育を受けていましたが、あんま針灸の仕事ではなく英語の教師になる夢を持って大学進学をめざしました。

「なんとかこの盲学校という世界を飛び出したい、そういう思いを強く抱くようになりました。（中略）大阪の盲学校で針の勉強もあと２年しながら大学受験を目指したんですね。で、まあ当時（1967年―引用者注）一般の大学っていうのは視覚障害者には受験すら認めなかったんですね。もちろんこの大阪大学もそうですし、京大もそうですし、どこも認めない。で、全国で当時視覚障害者の受験を認めていたのは５つですね。京都では同志社と関学、西宮のね。あと東京の明治学院と早稲田大学の２部と、東京教育大学、今の筑波ですね。この５つの大学しか視覚障害者への門戸を開いてなかった。で、まあ私も同志社を受けたんですけれども、これは１年目は通らなくて、１年間浪人をしました。浪人っていっても予備校なんてありませんですからね、学校、盲学校に行って勉強したり色々しながら１年間過ごして、翌年京都の龍谷大学という所、これも最初は願書を返されたんですね。うちの大学では視覚障害者のための条件は何も無いし、自信も無いので無理ですと言って願書を返されたんですけど、無理やりまた持って行って、とにかく受験させてくれと頼み込んで、まあじゃあ一回受験だけは考えようってことで、まあ盲学校から先生が来て受験問題を点訳する。だから皆よりも１時間程、受験時間が遅く始まるんですね。今は時間延長があるんですけど、当時はそんなの全くないんですね。ということで色々不利な条件でしたけど、なんとか受けることができて、合格できました。」

「大学に通う条件を言い渡されまして、視覚障害者に対する協力とか配慮とかそういうことは一切しないと。まあその頃大学が言うには障害者に対しても平等に扱いますよ。これを聞くと非常に「ああ、平等に扱ってくれて嬉しいなあ」と思うんですけど、実は何もしませんと、何もしない、一切しません、それでよければ入学してくださいという事前に、面接の時にそれを言い渡されてですね、まあ印鑑を押すまではしませんでしたけど、とにかく確約書を書かされて、何もしないという条件で入った。」

（<http://www.arsvi.com/w/kt11.htm>　2015年9月11日DL）

これは楠さんが大学に入学した1967年の話です。

この後、1974年には文部省の「大学入学者選抜実施要領」の中で「身体に障害のある入学志願者については、その能力・適性等に応じた学部等への進学の機会を広げる観点から、受験の機会を確保するよう配慮すること」という一文が明記されます。

さらに1979年の第1回大学共通一次試験で点字試験が導入されたことをきっかけとして、点字の受験を認める大学は飛躍的に増えました。

入学後の配慮となると、一部の大学を除くと特別な支援や配慮がないという状況は90年代まであまり変わっていないと思います。楠さんは1967年に入学した当時の苦労を次のように語っています。吹田市にある「ぷくぷくの会」<http://www.puku-2.com/>　の月刊ミニコミ紙「まねき猫通信」に今年、楠さんの追悼文集の抜粋が連載されているので、そこから一部引用します。

「当時、私は『健常者に絶対に負けない』という意識で頑張った。下宿を探したが断られ、アパートも見つからない。また、大学が広くて教室がどこかわからない。『△号館の×号室』と言われても、さっぱりわからない。まだ友達もいなかったので、色んな人に聞いて、やっとたどり着いたら、教室が変わっていたこともよくあった。下宿に帰る道に迷って、10分で帰れる下宿に2時間かかったり、溝にはまって靴がどろどろになったり・・・。そんな悔しい、つらい生活を送っていたが、そのうち友達ができて、（中略）点字を覚えてくれる学生もいて、そんな友達に支えられて、なんとか大学生活を送ることができた。」

「ともかく晴眼者に負けたくないという想いで、夜中の3時、4時まで勉強した。（中略）授業中あてられて『目が見えないから分かりません』とか『辞書が引けないから答えられない』とは言いたくなかった。」（『楠敏雄さん追悼文集より』ぷくぷくの会発行「まねき猫通信155ひきめ」より抜粋引用）

２．学問の担い手としての障害者

ところで、障害者が大学に行くという事がなぜそれほど「非常識」と考えられていたのでしょうか？今から100年ほど前までは女性も大学から排除されていました。

1913年に日本で最初に3名の女子学生を東北大学が入学させた時、文部省は東北大学に「元来女子を帝国大学に入学せしむることは前例これ無きことにて頗る重大なる事件にこれあり大いに講究を要し候」という書簡を送り事情説明を求めています。

東北大学女子学生入学百周年記念事業ＨＰ　<http://www.morihime.tohoku.ac.jp/100th/rekishi.html>

女性と同様に、障害のある人が学問を担うということが、大学における障害者の市民権を確立する上ではきわめて重要だと思います。その意味では当事者学としての障害学にも大いに意義はあると思うのですが、障がい学生や大学院生への合理的配慮にとどまらず、障がい教員への合理的配慮や、障がい学生がどれだけ研究者や大学教員になれるのかという視点も重要になると思います。その点では、今から10年近く前に、生前の花田春兆さんが以下のように指摘しています。

「（障がい）学生へのサポートは云々されても、先生を雇用する場合の支援措置が講じられているとは聞いていない。私のような重度者が雇用されるとしたら、事業主にも相応の奨励（金？）が保障されると思うのだが・・・。やはり障害者は教えられる側であって、教える側の存在ではない、というような先入観があるとしたら、それこそが教育の問題ではないのか。」

（花田春兆2008『1981年の黒船：JDと障害者運動の四半世紀』p.57）

３．障害者は大学で何を得たのか？―障害観の転換

次に、障害者にとって、彼らはなぜそれほどしてまで大学に行きたかったのか、大学で何を得たのかを少し見てみましょう。

DPI日本会議事務局長の佐藤聡さんは、講演の枕に以下のようなお話をしているようです。

埼玉のわらじの会などで活動する山下浩志さんのブログからの引用です。

「佐藤さんは新潟県で子ども時代入所施設で過ごし、ガラス張りで中が丸見えの部屋に愕然としたという。また、月に３回しかない家族との面会日に子ども達が別れが悲しくて泣くにつけ、なぜ障害がある子はここに集められなければならないのかと思ったそうだ。中２で地域の中学校に戻りたいと思い、校長に会った時、断られるかと思ったら、「君はこの町の子どもなんだから、この学校に来るのはとうぜんですよ」と言われた。差別とインクルージョンの原体験を背負いつつ、佐藤さんは関西の大学に入り、そこで学生仲間の中から介助者を募って学生寮で暮す頚損の学生と出会い、障害者運動に関わるようになり、２０数年になる。」

（山下浩志さんのブログ『共に学び・働く―「障害」というしがらみを編み直す』

<http://yellow-room.at.webry.info/201503/article_1.html>　2015年9月11日DL）

４．多様な価値を提供し、共に学ぶ場としての大学

価値観を転換しえる場所であることが大学の唯一の存在意義といっても良いでしょう。

楠さんは1970年前後に学生運動に参加した時に、あなたはケガするからデモに来ない方がよいと言われて悔しい思いをしたと語っています。障がい学生がデモに参加したり、コンパに参加する際のガイドヘルプや情報保障まで提供するのが本来の障がい学生支援ではないでしょうか。異なる価値観と触れる機会という意味では、デモもコンパも講義もすべて学生にとっては同じなのです。むしろ講義へのアクセスだけが極端に優先されると、障がい学生の情報環境が、健常学生と大きく異なる結果になるのではないでしょうか。

健常学生にとっては、障がい学生との出会いもまた、自らの価値観を相対化する重要なきっかけの一つになります。現在、障がい学生支援が進んだ大学では想像しにくいことかと思いますが、そもそも障害者が大学で学ぶということは、障がい学生とこれに連帯する支援学生による大学当局との闘いの歴史のなかで達成されたことでした。障害学の視点から障がい学生支援を考える時、この闘いの歴史、および、当事者と支援者による運動という側面は、とりわけ重要になると思います。

このあと、いくつかエピソードを話す予定です。

５．今後の障がい学生支援に向けて

　障害学の視点から障がい学生支援の歴史を振り返った時に注目すべきことがらの断片をいくつかあげましたが、これらの着眼点から障がい学生支援の現状と課題について2点だけ述べます。

　まず一つ目は、大学における障がい学生支援の目標は、情報保障を基礎としながらも、健常学生と障がい学生の出会いの機会を保障することでなくてはならないということです。

　二つ目は、一つ目の延長上にくるものですが、障がい学生にも健常学生にも、障害をめぐる多様な価値観と触れる機会を提供することが大切です。現状は、障がい学生支援室が当事者の講演会や、手話入門講座を主催したりしていることもあると思いますが、教養科目などの正課授業として障害をテーマにしたものを増やしていく必要があると思います。これこそ障害学会として取り組むべき課題だと思います。

　以上が、障がい学生支援の歴史という長期的視点から見た現状と課題ですが、最後に今般の差別解消法の対応指針等、実施に向けた動きについてプラスとマイナス１つずつ評価のコメントをします。

対応指針の中身は、あまり踏み込んだものになっていないように見えますが、高等教育段階の指針の一つ、「情報公開」の公開項目のなかに、「卒業・修了者数」と「就職者数」が含まれた点は大いに評価できると思います。この卒業と就職の数字を出させるだけで、大学に実質的な支援とその自己評価を義務付ける効果があるし、障がい学生支援の専門部署が大学組織に設置される確率が高くなるでしょう。

　一方、マイナス面は、このプラス面と表裏の関係にあるのですが、大学に障がい学生支援の窓口部局や専任スタッフが置かれるのは良いことですが、これらの部局で医学モデル的な「専門性」が発達したり、障がい学生を囲い込むとしたら、それは大学における「特別支援学級」のようなことになりかねません。

　障害者権利条約も差別解消法もその理念は、広く社会の一般の人が障害者の人権を保障するために障害についての理解を深めることにあると思います。ですから、大学に限らず社会のあらゆる場面において、その参加者全員が多様な障害を個別的にどうやって受け入れていくかを考えて実行していくのが趣旨であって、一部の専門家が障害のある人に対応してすませるのは趣旨に反していると思います。